



太陽光の省令が改正されました パネルの合計出力の変更でも 買取価格が変わるようになりました

これまで

パネル合計出力の変更例
10kW → 15kW

買取価格の
変更なし

新しい
省令

パネル合計出力の変更例
10kW → 15kW

買取価格の
変更あり

これまでは、パネル合計出力の変更を行っても発電出力が変わらなければ、買取価格に変更はありませんでした。
新しい省令では、①パネル合計出力が3kW以上または3%以上増加した場合と②パネル合計出力が20%以上減少した場合に、変更完了時の買取価格に変更されます。
※10kW未満の設備に関しては除外。また新規申請における過積載設計も除外されます。

合計出力 の増加	3kW 未満	3kW 以上
3%未満	変更なし	変更あり
3%以上	変更あり	変更あり

買取価格が変更されるケース

(既存) 50kW + (増設) 2kW = (合計) 52kW
▷ 合計出力の3kW未満増加だが、4%の増加

買取価格が変わらないケース

(既存) 50kW + (増設) 1.4kW = (合計) 51.4kW
▷ 合計出力の3kW未満増加かつ、2.8%の増加

注意が必要な変更例



280W パネル × 36 枚 = 10.08kW



300W パネル × 36 枚 = 10.8kW

合計出力の増加は3kW未満だが、7%(3%以上)になる
変更あり
注意しましょう

今回の省令改正による主な変更点

- ① 太陽光パネルの合計出力が変わると、買取価格の変更の恐れ
- ② 10kW 未満のみなし認定の申請期限が12月末まで延長

- ③ 認定手続の本人確認書類に「住民票」が追加された
- ④ 標識設置が不要となる基準に「屋根設置」が追加された
- ⑤ 「軽微な変更」から電力会社との接続同意に係る主要な項目の変更が除外された

※上記③・④・⑤に関しては省令改正前のガイドライン等にも記載あり
(参照) なっとく！再生可能エネルギー <https://goo.gl/tTYTvs>